

2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第18条第5項の規定に基づき、鹿児島県消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航（要綱第17条第1項第1号から第5号までに規定する活動による運航をいう。以下同じ。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規程との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、次の要件を充たす場合に行うことができるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
(緊急に活動を行わなければ、県民の生命及び財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合)
- (3) 非代替性 航空機以外に適切な手段がないこと。
(既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない、又は活動ができない場合)

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、第3の要件を充たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、要綱及び協定に基づき、市町村長、消防事務に関する一部事務組合の代表者又は新型コロナウイルス感染症療養調整課長（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21条に基づく移送を行う場合に限る）（以下「市町村等の長」という）が、鹿児島県防災航空センター所長（以下「運航管理責任者」という。）に対し行う。
2 前項の要請は、電話等により行うものとする。この場合において、市町村等の長は、後日、速やかに鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記第1号様式）を運航管理責任者に提出するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、災害状況及び現場の気象等を確認のうえ出動の可否を決定し、要綱第13条第1項に規定する運航指揮者に必要な指示をするとともに、市町村等の長にその旨を緊急運航出動通知書（別記第2号様式）により回答しなければならない。

2 運航指揮者は、前項の指示に基づき、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなけれ

ばならない。

(受入体制)

第7 緊急運航を要請した市町村等の長は、鹿児島県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場及び病院への搬送手配
- (3) 地上支援等の準備
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8 運航指揮者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに、活動内容を災害等活動速報（別記第3号様式）により運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書（別記第4号様式）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

3 運航管理責任者は、前2項に規定する報告を受けた場合には、速やかに運航監督者及び総括管理者を経由して知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

運航管理責任者 防災航空センター所長 殿

要請者職氏名

印

担当者職氏名

電話, FAX

鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書

1 災 害 種 別	(1) 災害応急 (2) 救 急 (3) 火災防ぎよ (4) 救 助 (5) 広域応援等
2 活 動 内 容	傷病者搬送 救助 捜索 空中消火 その他 ()
3 発 生 時 間	令和 年 月 日 () 時 分(頃)
4 発 生 場 所 等	市・町・村 (医療機関名) 番地 ()
5 現 地 の 気 象	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 km 雲高 m () 警報・注意報
6 空輸区間 (ハリポート又は場外離着陸場)	～ ～ ～
7 現 場 指 挥 者	所属・職氏名
8 無線の呼出名称	呼出名称
9 無線の使用周波数	<input type="checkbox"/> 防災相互波 (158.35MHz) <input type="checkbox"/> 消防波 <input type="checkbox"/> 主運用波 3 (鹿児島県割当) <input type="checkbox"/> 統制波 1 <input type="checkbox"/> 統制波 2 <input type="checkbox"/> 統制波 3 <input type="checkbox"/> その他 ()

10 傷病者搬送の場合

(1) 傷 病 者	氏名	年齢	歳	性別	男・女
	住所				
(2) 傷病者の症状	氏名	年齢	歳	性別	男・女
	住所				
(3) 感染症の有無	脈拍	呼吸	体温	血液型	血圧 /
	感染症	有 (感染症名))	無	
(4) 同乗者	医 師	氏名	年齢	歳	性別 男・女
		医療機関名			
	看護師	氏名	年齢	歳	性別 男・女
	医療機関名				
(5) 医療機関への搬送方法	関係者	氏名	年齢	歳	性別 男・女
		傷病者との関係			
(6) 受入医療機関	救急車所属・呼出名称:				
	使用周波数	<input type="checkbox"/> 主運用波 3 ・ 統制波 1・2・3 <input type="checkbox"/> その他 ()			

11 必要資機材	
12 他航空機への活動要請	
13 その他必要事項	
14 災害の概況	
<p>※ 要請を必要とする理由、要請する活動の内容、受入体制を記載すること。 (救助の場合、事故の原因、状況、人数等を記載すること。)</p>	

別記第2号様式（第6関係）

令和 年 月 日

殿

運航管理責任者 防災航空センター所長

緊急運航出動通知書

1 運航の目的 救急活動 救助活動 火災防ぎよ活動

災害応急対策活動 広域応援活動等

2 出動の可否 可 · 否（否の場合はその理由）

3 防災航空隊の指揮者名

4 無線の使用周波数、コールサイン

- (1) 防災相互波 (158.35MHz)
- (2) 主運用波 3
- (3) 統制波 1 2 3

5 到着予定時間 :

6 活動予定時間 : ~ :

7 その他必要事項

別記第3号様式（第8関係）

運航管理責任者 防災航空センター所長 殿

運航指揮者

災 害 等 活 動 速 報

要請活動種別	(1)災害応急 (2)救急 (3)火災防ぎよ (4)救助 (5)広域応援等				
要請市町村名等					
発生場所					
発生(要請)日時	年	月	日 ()	天候	午前・午後 時 分
災害等の概要					
活動の概要					
死傷者等	死者 (性別・年齢)	計 名	傷病者		名
	行方不明者 名		うち重症		名
要救護者数(見込み)		救助人員			
その他参考となる事項					
活動従事者					

別記第4号様式（第8関係）

令和 年 月 日

運航管理責任者 防災航空センター所長

要請者職氏名

災 害 等 状 況 報 告 書

要請活動種別	(1)災害応急 (2)救急 (3)火災防ぎよ (4)救助 (5)広域応援等
発生場所	
発生年月日	令和 年 月 日 時 分
収束年月日	令和 年 月 日 時 分
災害等の概要	1 到着時の状況 2 収束時の状況（死傷者数、焼損程度等）
活動の概況	
その他参考となる事項	（写真、被災状況図、活動状況図等）
報告者名	（連絡先）

鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請基準

1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨等の自然災害、又はガス爆発事故及び高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる被害状況調査及び情報収集活動を行うとともに状況を監視する必要があると認められる場合

(2) 食糧、衣料、その他の生活必需品及び復旧資材等の救援物資及び人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要が認められる場合

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報及び警告等を迅速かつ正確に伝達するために必要があると認められる場合

(4) その他、災害応急対策活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

2 救急活動

(1) 山村及び離島等からの傷病者の搬送

山村及び離島等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも極めて有効であると認められ、かつ原則として医師が搭乗できる場合

(2) 傷病者発生地への医師搬送及び医療資機材等の搬送

交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師及び資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の施設間搬送

高度医療機関での処置が必要であり、緊急に施設間搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ原則として医師が搭乗できる場合

(4) その他救急活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

3 火災防ぎよ活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、航空機による消火の必要があると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災及び爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査及び情報収集調査活動を行う必要があると認められる場合

(3) 消防隊員及び消防資機材等の搬送

大規模火災等において、人員及び資機材等の搬送手段がない場合又は航空機による搬送が有効と認められる場合

(4) その他、火災防ぎよ活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合

4 救助活動

- (1) 河川及び海等での水難事故並びに、山岳遭難事故等における捜索又は救助
水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力等だけでは、対応できないと認められる場合
- (2) 高層建築物火災による救助
高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合
- (3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出
大雨及び山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
- (4) 高速道路又は自動車専用道路での事故救助
高速道路又は自動車専用道路上での事故で、救急車での収容及び搬送が不可能と認められる場合
- (5) その他救助活動上、特に航空機による活動が有効と認められる場合（隊員投入など）

5 広域航空消防防災応援活動等

県が締結している他県との相互応援協定等による相互応援

3 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めるここと関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5条第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

(経費負担)

第9条 この規定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この規定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

鹿児島県知事

印

(市町村等の長)

印

4 鹿児島県消防・防災ヘリコプターが 市町村防災訓練等に出場する場合の取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）

第16条第1項第8号の規定に基づき、鹿児島県消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）が、市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の実施する訓練等に出場する場合の出場基準及び申込手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(出場基準)

第2 航空機の出場は、市町村等が主催する防災訓練及び消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 航空機の訓練種目は、救出救助訓練、救急搬送訓練、空中消火訓練、物資輸送訓練、偵察訓練、広報訓練等とし、種目数は協議の上、決定する。

(申込手続)

第3 防災訓練等に航空機の出場を希望する市町村等の長は、要綱第21条の規定に基づき、翌年度の使用にあたっては、毎年2月末日までに、鹿児島県消防・防災ヘリコプター使用年間予定表（要綱別記第5号様式）を鹿児島県防災航空センター所長（以下「運航管理責任者」という。）に提出するものとする。

2 防災訓練等に航空機の出場を希望する市町村等の長は、鹿児島県消防・防災ヘリコプター訓練出場申請書（別記第1号様式）を使用しようとする月の3か月前までに運航管理責任者に提出するものとする。

(出場の決定)

第4 運航管理責任者は、第3の2による申請書が提出されたときは、要綱第15条の規定に基づく運航計画との調整及び訓練場所の飛行条件等の調査を行い、出場の可否を決定し、その結果を鹿児島県消防・防災ヘリコプター訓練出場通知書（別記第2号様式）により、市町村等の長に通知するものとする。

なお、決定に当たっては、次に掲げる事項に十分配慮するものとする。

- (1) 複数の市町村等による共催など、広域的な訓練を優先すること。
 - (2) 同一日に複数の申請があった場合には、過去の実績を考慮し、偏らないようにすること。
 - (3) 特定の市町村等に訓練実績が偏らないように配慮すること。
- 2 運航管理責任者は、前項の通知をする場合、必要な条件を付けることができる。

(出場の中止等)

第5 市町村等の防災訓練等への出場前又は出場中に要綱第17条の規定に基づく緊急運航を要する事態が生じた場合は、運航管理責任者は市町村等の長に連絡し、訓練の出場を中止又は中断するものとする。

2 当日の気象条件が航空機の運航に適さない場合や機体の故障等が発生した場合には、運航管理責任者は市町村等の長に連絡し、訓練の一部または全部の出場を中止するものとする。

(市町村等の措置)

第6 市町村等の長は、第4の出場決定の通知があった場合、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 航空機の離着陸場所を確保し、航空法施行規則第172条の2に規定する飛行場外離着陸許可申請に係る飛行場外離着陸場（以下「場外離着陸場」という。）の位置図、周辺詳細図及び場外離着陸場の土地使用承諾書を作成し、訓練日の1か月前までに運航管理責任者に提出すること。
- (2) 離着陸地帯には所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずること。
- (3) 航空機の離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯及びその付近への立入りを禁止すること。
- (4) 航空機の離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に離着陸場及び訓練場所周辺住民に理解を得ておくこと。また、万一これらの苦情が発生した場合は、市町村等の責任で処理すること。
- (5) 鹿児島県防災航空隊が行う場外離着陸場の事前調査及び事前訓練に際しても、前3号の措置を講ずること。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送等が必要な場合には、所要の協力をを行うこと。

(訓練に伴う事故)

第7 航空機の運航上の事故を除き、市町村等の重大な過失に伴い訓練参加者及び第三者に損害を与えた事故については、県は責任を負わないものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別記第1号様式(第3関係)

令和 第年 月 日

運航管理責任者 防災航空センター所長 殿

申請者職氏名
担当者職氏名
電話, FAX

印

鹿児島県消防・防災ヘリコプター訓練出場申請書

このことについて、下記のとおり防災(消防)訓練を実施しますので、鹿児島県消防・防災ヘリコプターの出場を申請します。

記

1 主 催 者		(担当者氏名 電話)
2 防災(消防)訓練の名称、参加予定人数		
3 航空隊の出動希望日 時		令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで (飛行予定時間 分)
4 出動場所(施設名)		
5 希望する訓練内容	種目	(1) 災害応急対策活動 (2) 救急活動 (3) 火災防ぎよ活動 (4) 救助活動
	内容	(1) 緊急物資等輸送 (2) 広報 (3) 状況調査 (4) 救急搬送 (5) 火災消火 (6) 救助救出
6 場外離着陸場所		場 所
		施設名
7 林野火災消火訓練を行う場合、給水場所の所在地、名称、流速、水深等		
8 そ の 他		

※ 防災(消防)訓練実施計画書、場外離着陸場の状況がわかる地図、写真等を添付すること。

別記第2号様式（第4関係）

第
号
令和 年 月 日

（申請者）

殿

運航管理責任者 防災航空センター所長

鹿児島県消防・防災ヘリコプター訓練出場通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった消防・防災ヘリコプターの防災訓練等参加について、下記により通知します。

記

1 出場の可否 (可・否)

2 出場日時 令和 年 月 日 ()
時 分 ~ 時 分

3 出場場所

4 出場隊員

5 訓練内容

6 条件

(1) 次の場合には、ヘリコプターの出場を中止又は中断する。

① ヘリコプターの出場前又は出場中に、緊急運航の必要が生じたとき。

② 天候の不良や機体の故障等で運航できないとき。

(2) 要領第6に規定している次の事項等の措置を行うこと。

① ヘリ訓練会場及び離着陸場所に地上警戒員を配置し、立入規制や散水等の必要な措置を講ずること。

② ヘリの離着陸等に伴う騒音や砂塵等について、事前に周辺住民に理解を得ておくこと。

(訓練担当)

5 鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会会則

(目的)

第1条 鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航連絡協議会（以下「協議会」という。）は、鹿児島県消防・防災ヘリコプター（以下「消防・防災ヘリ」という。）の円滑な運航管理を図り、もって本県消防防災体制の充実強化に資することを目的とする。

(構成)

第2条 協議会は、鹿児島県、鹿児島県内の全市町村及び全消防本部（以下「市町村等」という。）並びに鹿児島県医師会をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため次の事項を所掌する。

- (1) 消防・防災ヘリの運航に関する協議、連絡、調整
- (2) 消防・防災ヘリの運航に関する経費のうち、市町村等が派遣する防災航空隊員の入件費に係る市町村負担金の徴収及び当該負担金の隊員派遣元市町村等への支払
- (3) その他必要な事務

(役員)

第4条 協議会に会長、幹事及び会計監事を置く。

2 会長は、鹿児島県危機管理防災局長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 幹事は、次の者をもって充てる。

- (1) 鹿児島県危機管理防災局消防保安課長
- (2) 鹿児島県内の各市の消防防災主管課長
- (3) 鹿児島県町村会の理事を務める町村の消防防災主管課長
- (4) 鹿児島県消防長会の正副会長
- (5) 防災航空隊員を派遣している市町村等の消防長
- (6) 鹿児島県医師会の事務局長

5 幹事長は、鹿児島県危機管理防災局消防保安課長をもって充てる。

6 会計監事は2名とし、幹事会において幹事の互選により選出する。

7 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員の任務)

第5条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 幹事は、幹事会を構成し、別に定める事項について協議する。
- (3) 会計監事は、会計監査を行い、その結果を報告する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。
- 2 会議は、会長及び幹事長が招集し、議長を務める。
 - 3 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。
 - 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 会議は、代理人をもって議決権を行使することができるものとする。
 - 6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により会議を招集できない場合は、書面により会議を開催し、議決することができる。

(総会)

第7条 総会は、年1回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃に関すること
- (2) 予算及び決算に関すること
- (3) その他第3条に規定する所掌事項に関すること

(幹事会)

第8条 幹事会は、必要に応じ開催し、次の事項を処理する。

- (1) 総会に提出する議案等の検討・調整
- (2) その他総会の処理に属さない事項

(会計)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 出納は、翌年度の4月30日をもって閉鎖する。
- 3 協議会の運営に要する事務的な経費は、鹿児島県が負担する。

(会計書類等)

第10条 会長は毎会計年度終了後、次の書類等を作成し、会議開催の前までに幹事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
- 2 幹事は前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を添えて会議に提出しなければならない。
 - 3 会長は前項の書類について総会の承認を得た後5年間これを事務所に備えておかなければならぬ。

(事務局)

第11条 協議会に事務局を置き、その事務は、鹿児島県危機管理防災局消防保安課において処理する。

(雑 則)

第12条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、平成9年12月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

6 航 空 法 (抜粋)

(離着陸の場所)

第79条 航空機（国土交通省令で定める航空機を除く。）は、陸上にあっては空港等以外の場所において、水上にあっては国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。

(飛行の禁止区域)

第80条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第81条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(搜索又は救助のための特例)

第81条の2 前3条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し搜索又は救助のために行う航行については、適用しない。

航空法施行規則

(最低安全高度)

第174条 法第81条の規定による航空機の最低安全高度は、次のとおりとする。

- 1 有視界飛行方式により飛行する航空機にあっては、飛行中動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度及び次の高度のうちいずれか高いもの
 - イ 人又は家屋の密集している地域の上空にあっては、当該航空機を中心として水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートルの高度
 - ロ 人又は家屋のない地域及び広い水面の上空にあっては、地上又は水上の人又は物件から150メートル以上の距離を保って飛行することのできる高度
 - ハ イ及びロに規定する地域以外の地域の上空にあっては、地表面又は水面から150メートル以上の高度
- 2 計器飛行方式により飛行する運航にあっては、告示で定める高度

(搜索又は救助のための特例)

第176条 法第81条の2の国土交通省令で定める航空機は、次のとおりとする。

- 1 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関の使用する航空機であって搜索又は救助を任務とするもの
- 2 前号に掲げる機関の依頼又は通報により搜索又は救助を行う航空機
- 3 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第5条第1項に規定する病院の使用する救急医療用ヘリコプター（同法第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう）であって救助を業務とするもの。

7 鹿児島県事務処理規則（抜粋）

〔平成5年3月31日
規則第16号〕

鹿児島県事務処理規則をここに公布する。

鹿児島県事務処理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるものを除くほか、本庁及び出先機関並びに教育庁、警察本部及び各種委員会等事務局において処理する知事及び出納長の権限に属する事務の処理権限及び手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 知事又は出納長の権限に属する事務について、知事若しくは出納長又はそれらの補助機関が最終的に意思決定することをいう。
- (2) 専決 知事又は出納長の権限に属する事務について、常時知事、出納長又は受任者に代わって、それらの補助機関が決裁することをいう。
- (3) 専決者 専決する権限を有する者をいう。
- (4) 委任 知事がその権限に属する事務の一部を県の吏員及び知事の管理に属する行政庁に委譲することをいう。
- (5) 受任者 委任を受けた者をいう。
- (6) 合議 決裁を受ける事案の内容について、関係する部又は課の同意を求めるることをいう。
- (7) 代決 決裁又は同意について権限を有する者（以下「決裁者等」という。）が不在の場合において、あらかじめ認められた範囲内で、一時決裁者等に代わって決裁し、又は同意することをいう。
- (8) 代決者 代決する権限を有する者をいう。
- (9) 本庁 鹿児島県行政組織規則（昭和35年鹿児島県規則第122号。以下「組織規則」という。）

第3条第2項第1号に規定する本庁をいう。

(10), (11) 省略

(12) 出先機関 組織規則第3条第2項第2号に規定する出先機関をいう。

(13)～(16) 省略

(17) 所長 出先機関の長（出先機関の長に非常勤の職を置く場合にあっては、当該出先機関の長を補佐する職にある者）をいう。

(18)～(18) 省略

（決裁）

第3条 すべての事務は、決裁を受けた後でなければ処理してはならない。

（知事及び出納長の決裁）

第4条 別表第1、別表第2及び別表第6の事項欄に掲げる事務のうち知事欄に○印をもつて示す事務並びに別表第3及び別表第4において知事決裁事項として定める事務については、知事の決裁を受けなければならない。

- 2 知事の決裁を受けようとする事案は、副知事を経由するものとする。
- 3 別表第5において出納長決裁事項として定める事務については、出納長の決裁を受けなければならない。

第5条～第7条 省略

(出先機関における決裁)

第8条 所長は、次条の規定により委任された事務を決裁するほか、別表第1、別表第2及び別表第6の事項欄に掲げる事務のうち、専決者の所長欄に○印をもって示す事務について、それぞれそれらの表の所長名欄に掲げる所長に限り、専決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、所長は、知事の承認を得て、所長の権限に属する事務の一部を所属職員又は支所等の長若しくはその所属職員に専決させることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）第4条の規定により委任された事務については、別に定めるところによる。

第9条以降 省略

別表第6（第4条、第5条、第7条～第9条、第11条関係）

各課等個別事項の決裁（防災航空センター関係分のみ）

事務の種類	事 項	合議先	決 裁 区 分							所長名	
			知 事	専 決 者					姓 名		
				副 知 事	局	課	課 長 補 佐	係 長	所 長		
15 鹿児島県消防・防災ヘリコプターの管理及び運航に関する事務 この項中鹿児島県消防・防災ヘリコプター運航管理要綱（平成10年6月26日施行）を「要綱」という。	(1) 月間及び年間の運航計画の策定（要綱15）								○	防災航空センター所長	
	(2) 市町村等の長からの緊急運航要請に基づく運航の決定（要綱16）								○	防災航空センター所長	
	(3) 緊急運航を除く運航の承認（要綱16）								○	防災航空センター所長	
	(4) 緊急運航等に伴う報告（要綱18）								○	防災航空センター所長	
	(5) 自隊訓練等の実施（要綱25）								○	防災航空センター所長	
	(6) 航空機事故の報告（要綱28）				○						
	(7) 県内航空関係機関の消防防災活動の相互応援の決定		○								
	(8) 広域航空消防防災活動の相互応援の決定		○								

消防保安課